



令和3年9月29日

報道機関 各位

<タイトル>

新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催、緊急事態宣言の解除後の対応方針を協議

<リード文（またはサブタイトル）>

緊急事態宣言の解除を受け、公共施設等の利用制限を段階的に解除。引き続き、密を避けて基本的な感染対策を継続します。

<本文>

市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除が決定したことを受け、令和3年9月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

会議では、安房4市町の患者数の動向や県の感染状況等を確認するとともに、国や県における対応を踏まえ、密を避ける等の感染対策を実施しながら、公共施設等の利用制限を段階的に解除するとともに、市民の皆様には、引き続き、マスクの着用や手指消毒の徹底など基本的な感染対策をお願いすることとしました。

新型コロナウイルス感染症に対する、より実効性のある対策を検討していく方針を確認するとともに、国や県からの必要な情報につきましては、防災行政無線や安全・安心メールにより、迅速かつ適切に市民の皆様にお伝えします。

(参考) 対策本部について

新型コロナウイルス対策の総合的な推進を図るために設置。会議の出席者は次のとおり

本部長	市長
副本部長	副市長、鴨川消防署長
構成員	経営企画部長、総務部長、健康福祉部長、建設経済部長、経営企画課長、 財政課長、総務課長、危機管理課長、生涯学習課長、学校教育課長

※事務局 健康推進課

※今後の新型コロナウイルス感染症対策本部は、緊急事態宣言が解除されたことを受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく法定会議から、任意の「新型コロナ総合対策本部」に改組し、引き続き、新型コロナウイルス対策の総合的な推進を行って参ります。

問い合わせ

鴨川市健康福祉部健康推進課 担当:角田、高橋、正木

TEL:04-7093-7111 FAX:04-7093-7115